

○松崎成年後見制度利用促進室長 定刻となりましたので、ただいまから第14回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催します。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。今回は、委員の任期満了により委員が改選となっております。したがって、委員長を選出いただくまでの間、司会を務めます厚生労働省成年後見制度利用促進室長の松崎と申します。よろしく願いいたします。

本日は、ウェブ会議システムを併用しての実施としております。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

まず、開会に当たりまして、川又社会・援護局長から御挨拶を申し上げます。

○川又社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局長の川又と申します。成年後見制度利用促進専門家会議の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、年度末のお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。今、私、この担当局長を拝命しておりますけれども、五、六年前に内閣府の審議官をしているときに、内閣府で成年後見制度利用促進を担当しておりまして、内閣府のときの会議にも参加させていただきました。その後、厚労省に事務が移った後、後見人がついているといろいろな制度で欠格条項に当たってしまうということで、多くの法律の欠格条項を一斉に廃止するというのも担当しておったところでございます。そういう意味で、こうした形で厚労省の中で成年後見制度利用促進というものが定着し、着実に推進されていることを非常にうれしく思っている1人でございます。

この成年後見制度利用促進については、昨年、第二期の基本計画が閣議決定され、その後、この専門家会議の中で、重要な施策について精力的に御議論いただいていると承知しております。本日は、ワーキング・グループの検討状況のほか、各省庁における取組などを御報告させていただきまして、様々、御意見、御議論いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 委員の皆様全員の任期が切れまして、新たに大臣から委嘱されております。厚生労働大臣からの委嘱状につきましては、別途、郵送させていただいております。

今回、新しく就任された委員に一言御挨拶をいただければと存じます。まずは、太田稔彦委員、よろしく願いいたします。

○太田委員 全国市長会から参りました豊田市長の太田でございます。しっかり現場の声を届けさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。続きまして、菊池馨実委員、よろしく願いいたします。

○菊池委員 早稲田大学の菊池でございます。ほとんどの先生方が御留任という中で、私、

ぼんと入りまして、私の専門は社会保障法という分野で成年後見法は素人でございますが、勉強させていただきながら御一緒させていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

なお、本日の委員の出欠状況は、参考資料1のとおりとなっております。

続きまして、委員長を選任手続に移ります。関係省庁申合せ「成年後見制度利用促進専門家会議の設置について」におきまして、委員長は、委員の互選により選任するとされております。どなたか御提案がありましたら、御発言をお願いいたします。

永田委員、お願いいたします。

○永田委員 私は、菊池委員を推挙いたします。第二期計画では、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を掲げています。今後は、地域住民の積極的な参画、意思決定支援など、権利擁護支援の推進、御本人の生活を支える介護保険分野や障害福祉分野との連携などを通じて、地域全体で支え合う仕組みづくりがより一層重要になると想像されます。

菊池委員は、社会保障審議会の介護保険部会長や障害者部会長を務められ、また地域共生社会をめぐる政策動向にも深い知見をお持ちであり、ぜひとも委員長の任を担っていただきたく、御推挙申し上げたいと思います。

○松崎成年後見制度利用促進室長 ほかに御提案はございますでしょうか。ほかに御提案がなければ、菊池委員に委員長をお願いするということで、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松崎成年後見制度利用促進室長 それでは、菊池委員には委員長席に移動をお願いいたしまして、一言御挨拶をいただければと存じます。

○菊池委員長 改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、ぼんと入って、右も左も分からぬまま委員長を拝命いたしまして、いいのだろうかという複雑な思いがございますけれども、御紹介いただきましたように、地域共生社会の政策理念をめぐって様々な仕事をさせていただいている関係で、今回、第二期計画を少し拝見しまして、非常に心強く思っておった次第で、その中に入って先生方と御一緒させていただけるというのは、非常に光栄なことだと思っております。

実際には、この親会よりも、ワーキングのほうで実質的な議論をされておられると伺っておりますので、私も勉強させていただくというスタンスで関わらせていただければと思っております。不慣れなもので、不行き届きがあるかもしれませんが、どうぞよろしく御指導のほど、お願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 それでは、以降の議事運営は、菊池委員長をお願いを申し上げます。

○菊池委員長 早速でございますが、専門家会議運営規則第2条に「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」と規定されてございます。

委員長が指名することとなっておりますので、私といたしましては、新井委員に委員長代理をお願いしたいと考えてございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新井先生、一言御挨拶いただければと存じます。

○新井委員 ただいま委員長代理に指名されました新井です。

ずっと委員長代理で、ちょっと長過ぎるのではないかという気持ちもありますけれども、菊池先生は成年後見法学会でも私たちと一緒に活動されており、菊池先生が委員長になって、指名がありましたので、私としても頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

○菊池委員長 どうぞよろしくお願いいたします。私が成年後見法学会に入っているのは隠しておいたほうがいいかなと思っておったのですが、新井先生から御紹介いただきまして、大変恐縮でございます。成年後見法の専門家ではないですが、勉強させていただいております。

議事に入らせていただきます。本日の会議の議題は、いずれも第二期成年後見制度利用促進基本計画に掲げられた施策の検討状況についての御報告となります。そのため、議題1と議題2を続けて報告いただくこととし、委員の皆様からの御意見は、全ての報告が終了した後、伺うこととさせていただきます。

それでは、議題1「第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループにおける検討について」でございます。はじめに、事務局である厚生労働省から、ワーキング・グループの検討の経過を説明いただき、その後、各ワーキング・グループの主査を務められている委員の先生方から、検討の概要を順番に御報告いただきたいと存じます。

まず、厚生労働省からお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 資料1-1「第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループについて」という資料になります。次のページに、ワーキング・グループにおける検討状況をまとめた資料を準備しております。

2つ目の○を御覧ください。専門家会議は、進捗が特に重要な施策について、ワーキング・グループを設置し、定期的に検討状況を検証するとなっております。その上で、専門家会議は、第二期計画の中間年度である令和6年度に、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う形となっております。

ワーキング・グループは3つございます。1つ目が、総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ。山野目委員に主査をお願いしております。論点は、総合的な権利擁護支援策の検討に関することです。2つ目が成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ。新井委員に主査をお願いしております。論点は、適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関することです。3つ目が、地域連携ネットワークワーキング・グループ。上山委員に主査をお願いしております。論点は、対応困難事案に関することです。

令和4年度の開催実績は、御覧のとおりとなっております。令和5年度にも引き続き検討することとなっております。その上で、最初の3つ目の○にありますとおり、第二期

計画の中間年度が令和6年度でありますので、ここでまた課題の整理を進めていくことになりま

す。
○菊池委員長 それでは、総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループについて、山野目委員から御報告をお願いいたします。

○山野目委員 総合的な権利擁護支援策の検討に関するワーキングの状況につきまして、主査を務めております山野目のほうから御報告を差し上げます。資料1-2をお取り上げくださいますようお願いいたします。

カラーの3つの図が示されてございます。中央の図を御覧ください。現在は、モデル事業として、簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組が進められているところであります。どのような取組であるかということ、赤、青、緑が本人を囲むという仕方で御案内を差し上げております。

私、2022年12月16日に、モデル事業を実施されておられる大阪府八尾市を視察いたしました。八尾市の方が用いている言葉で申しますと、赤が「おかねのみまもり」をする事業者、青が「おもいのみまもり」をするサポーターでございます。そして、緑がおおづかみに事案を把握してコントロールする任を担う支援・監督機関になります。2023年1月18日には、同じくモデル事業を実施している愛知県豊田市を視察いたしました。赤の事業者と呼んでおりますものに該当する施設をお訪ねし、直に本人の方とお会いしました。その場所に青のサポーターの方が訪ねてきて、お食事のこととか日頃の生活の様子、楽しかったこと、困っていることなどを話し合っておられる御様子を拝見しました。さらに多くの自治体で2023年度は取組が予定されております。

法務大臣は、2022年5月17日に記者会見をいたしまして、成年後見制度それ自体の大きな改革を進める必要ということ、これを述べました。これから装いを新しくしていく成年後見制度とこのモデル事業、とりわけ中央の図で御案内しているものがどのようなハーモニーを形成していくかという観点で極めて重要でございます。

次に、右側の図を御覧ください。都道府県・指定都市の機能を強化する取組、寄付等の活用という課題でございます。こちらの課題は、さらに2つに分かれます。

1つ目が、利益相反や関係性の濫用に注意しながら、支障が起これないように、公的な機関が寄付などに関する事務を行うことが想定されております。現在、長野県及び長野県社会福祉協議会が、このモデル事業の実施に取り組んでおります。あと1つの右の図に関わる事業としては、個人や一般的な法人では困難な事案について、都道府県や都道府県社会福祉協議会がある役割を担ってもらおうということを想定し、そのような仕組みを基幹としながら、専門的に取り組む法人後見の仕組みを構築していくということが狙われております。2023年度以降、新しい成年後見制度の立案の検討もにらみながら、ここのところを精力的に進めていかなければならないと考えております。

左の図を御覧くださいようをお願いいたします。地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組でございます。内容は、主題の名称におい

て案内しているとおりでございます。

御案内した3つの図、どれも重要でございますけれども、お聴きになっておられてお分かりのとおり、核心は真ん中の図でお示ししているところであります。そして、そこを進捗させるということが、未来の成年後見制度の在り方を大きく左右することになります。

この際、厚生労働省事務当局に対して、別して申し上げます。このモデル事業を精力的に進めることが重要であります。いやしくもこれが頓挫するようなことがあれば、国民の政府に対する信任に関わりかねない事態になります。私どもワーキングも一所懸命に努めますけれども、ぜひ引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

○菊池委員長 どうもありがとうございます。続きまして、成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループについて、新井委員から御報告をお願いいたします。

○新井委員 私のほうから、運用改善に関するワーキングの報告をさせていただきます。ポイントは、適切な報酬助成の在り方ということになります。

最高裁判所には、詳細な報酬実情調査を実施いただきました。心からお礼申し上げます。今回の調査で把握された実情を踏まえ、必要に応じ専門職団体による調査結果も参考にするなど、引き続き適切な報酬の算定に向けた自律的な検討を進めていただき、来年度には、その検討の方向性をお示しいただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

また、報酬助成の推進について、成年後見制度利用支援事業を全国で適切に実施する方策や、民事法律扶助制度の適切な活用方策などは、第二期基本計画において早期に検討するとされていることから、関係省庁には、第二期基本計画に従い、着実に検討を進めていただき、来年度もこのワーキング・グループで検討の進捗を確認させていただきたいと思っております。

なお、桐蔭横浜大学の青木先生と明治学院大学の黒田先生には、ドイツとオーストリアの報酬や、その補償の仕組みを御報告いただきました。ここで改めて感謝申し上げたいと思います。

適切な報酬算定に向けた検討と報酬助成の推進は、併せて検討すべきものであり、いずれも難しい課題ではありますが、最高裁判所、関係省庁には御尽力いただくとともに、委員の皆様のお協力もいただき、引き続き、このワーキング・グループにおいて運用改善に向けた議論を進めていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○菊池委員長 ありがとうございます。続きまして、地域連携ネットワークワーキング・グループについて、上山委員から御報告をお願いいたします。

○上山委員 私から、資料1-4に基づき、地域連携ネットワークワーキング・グループの結果について御報告申し上げます。

対応困難事案に関することをテーマとする本ワーキングでは、これまで計3回の会議を開催し、特に後見人らに関する苦情等への適切な対応に焦点を当てて議論いたしました。会議では、まず、各関係機関における対応について有識者等による報告として、和木町保

健福祉課の岩下めぐみ氏、倉敷市福祉援護課の渡邊美和子氏、尾張東部権利擁護支援センターの住田敦子氏、日本社会福祉士会の星野美子氏、成年後見センター・リーガルサポートの西川浩之氏、日弁連高齢者・障害者権利支援センターの青木佳史氏から、各団体等に寄せられた相談事案の具体的な内容や、こうした相談・苦情等への対応に関する課題や留意点などについてお話をいただきました。加えて、最高裁判所からも、家庭裁判所に寄せられている苦情のパターンなどについて御報告をいただきました。それぞれの御報告の概要については、資料1-4の1ページから4ページを御参照ください。

こうした苦情等の実情を踏まえて、支援者側からは、後見人らと連絡が取れないのは本当に困るなどの意見が出されました。また、中核機関の役割や地域連携ネットワークが不十分な時期に、制度利用の判断、候補者調整などがないままに制度利用につながった結果、苦情が生じているといった認識も示され、チーム形成支援や受任者調整などの地域連携ネットワークの各機能を適正に働かせることが、苦情等への対策としても有効であることが示唆されました。そのほか、委員の主な意見を資料1-4の4ページで挙げてありますので、御参照ください。

次に、こうして浮き彫りになりました地域連携ネットワークの各関係機関間の連携の重要性を踏まえて、事務局の厚生労働省より、後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）を作成する旨の報告がありました。このフロー（案）は、関係機関間の相互理解の下、後見人等に関する苦情等に対応する各関係機関の役割を踏まえた連携体制を明確にし、後見人等を含む適切なチーム支援を確保することにより、本人を中心とした権利擁護支援の推進を図ることを目的としたものです。事務局からは、令和5年度にこのフロー（案）に基づく運用を幾つかの地域で試行する旨の方針が示されました。この提案を受けた委員の主な意見を、資料1-4の4ページにまとめてあります。

試行用のフロー（案）が、資料1-4の7ページ目になります。ここでは、権利擁護支援チームの自立支援機能を果たす専門職団体、及び市町村・中核機関と、適切な後見事務の確保機能を果たす家庭裁判所の3者間における苦情等に対する連絡及び連携の基本的な在り方が、簡易なフロー形式で示されています。専門職団体と市町村・中核機関は、必要に応じて連携を取りつつ、各団体の性格に応じた苦情等の対応をしていくこととなりますが、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等については、具体的な情報を整理した上で家庭裁判所に連絡する手はずとなっています。この家庭裁判所への連絡の際に用いる連絡シートのようなものが、試行に当たって最高裁から示される予定です。関係機関から連絡を受けた家庭裁判所では、解任に結びつくような事由の存在が直ちに明らかでないとしても、不審な点が疑われた場合には、裁判官の判断により、事実の調査や後見人の指導などを実施し、裁判所の指導に従わなければ、かかる事情を含めて最終的に解任するか否かに関する判断を行うこととなります。なお、資料1-4の8ページになりますが、このフロー（案）の試行的な運用に当たっての留意点などの補足事項が詳細に示されていますので、併せてこちらも後ほど御確認いただければと思います。

先ほども触れたとおり、このフロー（案）は令和5年度中に幾つかの地域において試行することが予定されていますが、令和6年1月頃に開催予定の第4回ワーキングで、この試行の結果などについて、さらに検討を行うことになっています。

○菊池委員長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、次の議題に移らせていただきます。議題2「成年後見制度の利用の促進に関する取組状況等について」です。厚生労働省、法務省、金融庁、最高裁判所の順に御報告いただきます。厚生労働省から、KPIの進捗状況も含めて報告をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 資料2-1が「重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について」ということで、御覧のとおり項目が掲げられております。KPI、いわゆる数値目標に関しては、令和6年度の間検証年次までに達成するという設定しており、全国全てで行うものを設定しております。また、第二期計画が始まって1年目ということで、御覧のとおり状況となっておりますが、これを踏まえまして、各省庁におきまして、このKPIも含めた取組を進めているところであります。

資料2-2が成年後見制度に関する厚生労働省の取組状況になります。

まず、成年後見制度利用促進の体制整備の状況です。中核機関の整備状況ですが、令和4年4月時点で935市町村になっております。下のグラフを御覧ください。昨年度、552であったものが935ということで、おおむね400近く伸びています。目標値は1741市町村ということですので、引き続き取組を進めたいと考えております。参考としてマップでも示しております。

次に、市町村計画の策定状況ですが、令和4年4月時点で1094市町村になっております。昨年の調査で829あったものが1094ということで、増えております。こちらも引き続き、計画策定する市町村の増加に向けて取組を進めたいと考えております。

次に、都道府県の取組状況です。都道府県の取組としてKPIで掲げられている項目の取組、進捗状況を示したのになります。この6項目を、各県でどれだけ項目が進んでいるのかを示したのがこちらの図ですが、御覧のとおり、進んでいる県もあれば進んでいない県もあり、ばらつきがあるところです。枠囲みをかけた3県は、取組がまだ1つもなされていないということで、こういった県に関しては、厚生労働省としてもヒアリング等を行いながら、助言、アドバイス、支援を進めたいと考えております。

地域連携ネットワークづくりに関する取組について御説明します。第二期基本計画前から進めている市町村の体制整備の推進に関する取組と、第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組の2つがあります。説明資料の右上に緑と赤のラベルを貼っておりますので、御確認いただければと思います。

11ページは、成年後見制度利用促進体制整備研修の実施です。市町村等向けに、基礎研修、応用研修。そして、都道府県向けの研修、アドバイザー向け研修を進めています。4年間で延べ6286名が研修を受講しており、今年度も多数の方に研修を受講いただいております。

12ページは、全国社会福祉協議会に設置している権利擁護支援体制全国ネット（K-ねつと）の運営です。研修のみではなかなか難しいということで、具体的な相談を受け付けるところの運営をしています。専用ダイヤル、専用メールアドレスを設けまして、専門職団体や自治体などのアドバイザーから助言を受けながら相談に応じるものです。相談実績ですけれども、体制整備に関する問合せが多くなってきています。

13ページは、成年後見制度利用促進ポータルサイトです。実際に体制整備等を進めるに当たり、オンデマンドで情報を手に入れる環境の整備が必要といった趣旨も含めて取り組んでいます。中身としては、知的障害者・精神障害者、任意後見を契約している高齢者、あるいは活躍している市民後見人のインタビューを含む、現場がよく分かるような制度説明動画、あるいは任意後見制度・成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、あるいは、先ほど御紹介しました体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料も見て学ぶことができます。今年度は、担い手育成の重要性を伝えるチラシ等を作成して全国の自治体に展開したほか、市民後見人あるいは法人後見の活動の動画をポータルサイトで公開するなどの取組を行っています。また、都道府県の役割が重要ということで、都道府県の担当者等を対象に交流会をオンラインで実施しています。

14ページは、成年後見制度利用促進現状調査等事業の概要です。意思決定支援に関して様々な分野のガイドラインが存在していますが、関係者による各ガイドラインの理解の状況を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な考え方に関する議論を深め、整理した資料をつくっていくものです。この専門家会議の委員でもいらっしゃいます新井先生に検討委員会の委員長を務めていただいております。

15ページは、日常生活自立支援事業に関わる取組です。1つが、調査研究事業ですが、他の関連制度との連携が促進されるようなアセスメント、計画・評価を重視する事業フロー、仕組み等を検討するなど、有機的な取組ができるようにするための検討を行っています。併せて、制度発足以来長い事業でありますので、改めて現状を踏まえて業務負担の軽減に向けた検討を行うということで、その内容は、括弧に書いている内容のものを考えております。このほか、日常生活自立支援事業については、持続可能な権利擁護支援モデル事業においても検討を進めています。こちらは、権利擁護支援の担い手が不足している地域で、日常生活自立支援事業の取組に、民間企業など福祉関係以外の事業所等も含めた新たな主体の参画を促すものです。こういった取組の実践を通じまして、離島・山間部等でも都市部と同水準で同事業を利用できる体制の構築を目指す検討を進めているということになります。

16ページは、担い手の確保・育成です。市民後見人の育成では、市民後見人養成のための基本カリキュラム改訂の検討、市民後見人養成研修修了者の活躍の推進方策の検討を行いまして、今後、これらの結果が出ましたら周知を行う予定です。法人後見の担い手の育成では、令和5年度予算にて、新たに都道府県における法人後見養成研修事業を国庫補助

事業対象に追加することと、令和5年2月には、都道府県に対して法人後見研修の実施の働きかけ、研修カリキュラムの周知を行っております。

17ページは、成年後見制度利用支援事業の推進です。1つ目ですが、自治体への通知の発出及び全国課長会議における周知ということで、成年後見制度利用支援事業の適切な実施についての事務連絡を各都道府県・各市町村宛てに発出しました。内容としては、同事業の対象として、市町村長申立以外の本人申立、親族申立費用及び報酬、生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、そして後見等監督人が選任される場合の報酬を含むことの検討を周知するものです。この3月の課長会議におきましても、再度周知を行っております。併せて、調査研究事業も実施しています。今年度は、全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況や未実施理由の把握を行うことと、事業の推進につながる留意事項について検討を行うことを進めておまして、今後、通知を発出する予定で準備を進めています。

18ページは、市町村長申立ての適切な実施です。市町村長申立基準の周知ということで、令和3年11月に都道府県・市町村宛てに発出した通知について、3月の全国担当課長会議において再度周知を行っております。次に、調査研究の実施ということで、全国の市町村長申立ての実施状況、支障事例の把握を行うことと、各自治体が参考となる好事例の収集を行うことを進めております。こちらも、今後、通知を発出することを考えております。また、市町村長申立て業務の実務能力の向上ということで、赤で書いてありますけれども、市町村・中核機関等の職員向け研修を実施するといった取組を進めています。

最後は、総合的な権利擁護支援策の充実に関する取組についてです。「持続可能な権利擁護支援モデル事業の取組」になります。詳細は省略しますが、令和4年度は10自治体を実施するというものでありましたが、令和5年度は実施自治体数を35自治体に拡大して、引き続き、検討を進めていきたいと考えております。

併せて、実施箇所数が増えていくことへの対応としての取組が、持続可能な権利擁護支援モデル事業の研修カリキュラム作成とプレ研修の実施になります。モデル事業に関心を持っていただくことと、来年度から実施を考えております国の研修プログラムの策定に向けて事前に課題の洗い出しを行うというものです。自治体職員、社協の職員、民間事業者、団体、市民後見人、当事者、専門職等、幅広い方々を対象にしております。各テーマごとに研修を行っておりまして、相当数の方々に研修を受講いただいております。

23ページ以降は、令和5年度予算案ということで、今、申しあげました取組を進めていくための予算を確保しているところです。なお、予算は、昨日、成立しております。

○菊池委員長 続きまして、法務省から報告をお願いいたします。

○松井大臣官房審議官 法務省民事局担当の審議官の松井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料2-3により、成年後見制度の利用促進に関する取組について説明いたします。昨年5月に報告させていただいておりますので、その後の取組を中心に説明させていただきます。

まず、3ページを御覧ください。成年後見制度の利用促進のための周知に関するものでございます。1つ目の○ですが、第二期基本計画において、任意後見制度の利用促進が優先して取り組む事項となっていることも踏まえまして、引き続き、任意後見制度に関するリーフレット、ポスターを作成し、広く配布しています。2つ目の○ですが、パンフレットについて、この会議での御指摘も踏まえ、市民後見人に触れるなど、内容を一部見直して広く配布しています。3つ目の○ですが、周知活動のさらなる強化を図るため、新たに成年後見制度の周知用の動画を作成しております。特に、法定後見制度について、架空事例を用いて制度の概要や手続などを説明したものとなっております。4つ目の○ですが、インターネット広告を実施しております。これにより、法務省の成年後見に関するホームページへのアクセスが、広告掲載期間はそれまでの3倍になったという効果がございました。4ページから6ページは、実際の広報資料になりますので、後ほど御覧ください。予算が限られているところがございますが、引き続き、工夫しながら広報活動に取り組んでまいります。

次に、7ページを御覧ください。後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及の関係です。昨年5月に御報告させていただいたとおり、「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」は、金融関係団体を中心とした自主的な勉強会ですが、この会議で令和3年に保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みに関する方向性が取りまとめられ、令和4年にヒアリングが行われています。2つ目の○のとおり、今年度は、その後の導入状況について情報共有が行われています。そこでは資料記載の課題が挙げられたところですが、導入に向けて検討している金融機関の存在も確認できています。今後は、引き続き、金融機関において具体的な運用の仕組みについて検討されるものと承知しておりますが、法務省としても必要な協力を行ってまいります。

次に、9ページ、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保についてです。(1)(2)に記載のとおり、任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付と、任意後見制度の利用状況に関する意識調査の実施を行いました。1つ目の○の概要にありますとおり、任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者(ご本人)と受任者の合計約25万人のうち、任意後見の契約締結後3年半以上経過していらっしゃる方の合計約18万人を対象といたしまして、2か年で実施したものでございます。令和3年度分は既に御報告しておりますので、本日は令和3年度分と4年度分を合わせた全体について御報告させていただきます。

10ページの黒枠で囲んでいる部分が、実際に送付した任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の内容でございます。その中では、太字のとおり、任意後見契約は、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されることにより、初めて契約の効力が生じることや、御本人の判断能力が低下した際に、任意後見監督人の選任申立てをしていただくことが重要であるということに記載して文書を送付しております。

11ページは、調査全体の概要になります。2つ目以降の○ですが、調査票を回収できた

ものが約2万6000、宛先に届かなかったものが約5万1000となっており、到達数に対する回収率は約20%となっております。

詳細な結果につきましては、19ページ以降に記載しております。時間の関係もごさいますので、本日は、その概要を12ページ以降で御説明いたします。12ページを御覧ください。まず、ご本人は70歳以上が多く、受任者は60歳以上が多いという状況です。受任者の立場としては、親族が約64%で、一番多くなっております。任意後見契約を締結した理由では「自分の安全を守ってくれる公的な仕組みが備わった契約だから」が一番多く、その次に「任意後見人を自分で選ぶことができる」となっています。任意後見人の報酬は「無償」が半数を超える状況で、その次が月額3万円未満で約17%となっています。

13ページでは、1つ目の○で、任意後見監督人の選任申立てを「した」方が約7%、「していない」方が約85%となっています。申立てをしていない理由については「本人の判断能力に問題ない」が約68%となっています。一方、「任意代理契約のまま支障を感じていない」など、任意後見制度の趣旨に照らして、問題があり得ると言える回答が一定数ある状態です。次に、2つ目の○についてですが、本人の判断能力が低下した場合に、任意後見監督人の選任申立てをするかどうかの意向を聞いた結果でございます。これは、御本人の回答を含むものですが、「必ずする」「たぶんする」が合計約47%、「たぶんしない」「しない」「分からない」が合計31%となっています。なお、資料には記載していませんが、受任者に限った場合でも「たぶんしない」「しない」「分からない」が合計約30%となっており、ここは問題があると受け止めております。「たぶんしない」「しない」「分からない」と選択した理由としては、資料のとおり、任意後見監督人の選任申立てをしていない理由と同じものが挙がっているところです。

14ページの1つ目の○では、任意後見契約の受任者の方に質問したものを載せております。本人の判断能力が低下した場合に任意後見監督人の選任申立ての必要があることを「知っている」方が約70%、「知らない」方が約23%となっております。2つ目の○では、任意後見制度の不便な点などについての御意見で、ここでも任意後見監督人の選任申立てをしない理由と共通するようなものが挙がっています。この調査結果を踏まえたと、引き続き、公証役場での丁寧な説明や関係機関と連携した制度の周知が必要であると考えられ、法務省としても積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、任意後見制度を含めた成年後見制度の見直しの検討にも活用してまいりたいと考えております。

15ページを御覧ください。成年後見制度の見直しに向けた検討状況について御説明いたします。法務省としましては、現在、前回会議において御説明した成年後見制度の在り方に関する研究会に参加し、制度の見直しに向けた検討を行っております。研究会の構成等につきましては、前回の御説明から変更ございません。

研究会の検討状況については、16ページ以下に記載がございしますが、第1回会議では、制度見直しの必要性や研究会で検討すべき課題について、各委員から広く意見が述べられ、第2回会議では、それらの意見を踏まえて、主に適切な時機に必要な範囲・期間で利用す

る制度の導入に関して議論されました。第3回では、本人の意思能力が欠けた場合において、特別代理人を選任する制度の導入等が検討されるとともに、制度枠組みの見直しとして、現行の法定後見制度の3類型の見直し等についても議論されました。17ページ以下、第4回会議では、任意後見制度に関する検討が行われ、かねて同制度の課題として指摘されている、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てが行われるようにするための方策等について議論がされました。第5回、第6回会議では、ヒアリングが行われ、地方自治体や当事者団体から成年後見制度の運用状況や課題等について話をいただきました。また、昨年9月に公表された障害者権利委員会の総括所見に関して、内閣府障害者政策委員会の石川委員長から御意見を伺うとともに、海外法制の調査報告として、フランス法についての報告もいただきました。第7回会議では、第6回に引き続き、ドイツ法などの海外法制に関する報告が行われ、第8回、第9回では、主として第二期基本計画が掲げる総合的な権利擁護支援という観点から、成年後見制度が担うべき役割について、現在の制度利用の状況等も含めて議論がされました。第10回は、本年4月25日に開催予定であり、第9回に引き続き、現行の成年後見制度の利用場面の整理や意思能力等を議題に検討が行われる予定です。

法務省といたしましては、引き続き、この研究会に参加し、制度の見直しに向けた検討を深めてまいりたいと考えております。

○菊池委員長 続きまして、金融庁から報告をお願いいたします。

○山下銀行第一課長 金融庁でございます。本日は、御説明の機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。資料2-4に沿って御説明させていただきます。

成年後見制度利用促進に関連いたしまして、当庁関連の取組でございます、後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の導入の推進に係る取組の関係でございます。お手元の資料は、令和4年3月末時点の両仕組みの導入状況につきまして、預金取扱金融機関に対してアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめの上、令和4年9月に当庁ホームページにおいて公表した資料でございます。

1ページを御覧いただければと思います。4番目のパラグラフになりますが、令和元年5月に基本計画で定められましたKPIでございますが、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合」は50%となっていたところでございます。

この後、制度の枠組みと調査の概要でございますので、ここは御説明を割愛させていただきます。4ページを御覧いただければと思います。こちらが今回の調査結果でございますけれども、もともと令和2年3月末の時点では、両仕組みを導入済みと回答しておりました金融機関、先ほどの個人預貯金残高ベースの割合が約56%と、その時点でKPIを達成しておりましたけれども、その後、着実に導入の取組が進んでおりまして、今回のアンケート調査でも、令和4年3月末時点でございますが、約69%で導入済みということで、引き続き増加している状況でございます。

今後とも当庁といたしましては、成年後見制度を利用者の皆様にとって安心かつ安全な制度としていくために、各金融機関の支援預貯金、支援信託の一層の導入を促してまいりたいと考えております。

○菊池委員長 次に、最高裁判所から報告をお願いいたします。

○向井第二課長 第二期計画におきまして家庭裁判所に期待されている取組につきまして、既に本年度に開催されたワーキング・グループで重点的に報告させていただきました。本日、新井主査と上山主査から、その概要については御紹介いただきましたけれども、そのほかにも、各家庭裁判所におきまして、地域の実情に応じて自律的・主体的に取り組んでいることがございます。今回の報告では、第二期計画において裁判所に期待されている取組につきまして、各家裁の実践例を幾つか紹介させていただきます。なお、後見事件に関する令和4年度の概況につきましては、参考資料で添付しておりますけれども、時間の関係もありますので、後ほど御覧いただければと思います。

資料2-5になります。1ページ目を御覧ください。関連する第二期計画の記載を引用しておりますけれども、今回の報告では、福祉・行政と司法との相互理解、地域連携ネットワークの機能強化に向けた共通理解の促進に関して、各家裁の取組の実践例を幾つか紹介させていただきます。地域によって、福祉・行政の事業内容や地域連携ネットワークの体制整備の状況は様々ですので、本日御紹介する取組例は、あくまで地域の実情に応じて実践されたものであったということにつきましては、御留意いただければと思います。

2ページ目になります。家裁の職員が日常生活自立支援事業や意思決定支援に対する理解を深めるために実施した取組の例を挙げさせていただいております。一番左側ですけれども、これは福祉・行政との打合せや意見交換を重ねる中で、日自や意思決定支援についての理解を深める必要があることを実感した庁において、地方自治体等から日自の資料の提供を受けて手続案内に活用したり、社協に日自についての講演を依頼したという例です。真ん中ですけれども、相互理解を深めることにより、お互いの説明が伝わりやすくなった例を取り上げています。家裁において日自の理解を深めたことから、福祉・行政のほうでどのような発想や考え方をしているのかということが分かり、それを前提に福祉・行政の方々に、成年後見制度の内容について分かりやすく説明することができたというものです。なお、こちらの地域では、その後、広報機能の整備に向けて体制整備の機運が高まったと聞いております。このように、家庭裁判所が福祉・行政の施策に対する理解を深めることが、家裁側の発信の機会になる、あるいは家裁の説明や考え方が福祉や行政により伝わりやすくなるといった例が幾つも報告されております。一番右ですけれども、家裁の職員が意思決定支援に関する研修を受けた際の効果として報告されたものを紹介させていただいております。詳細は、ここに記載してあるとおりですけれども、日頃の執務に還元されるような声が複数挙がっております。

3ページ目になりますが、上段のほうを御覧ください。こちらは、第一期計画の対象期間から行っているものではありませんけれども、選任等の考慮要素とイメージ共有に関する

取組例ということになっております。こちらの例では、専門職団体とも後見人等の選任の考慮要素について認識を共有したことや、裁判官も意見交換に参加したことが特徴として挙げられていまして、実際に市民後見人を候補者とする首長申立てがなされるに至ったという成果につながっているところもありまして、好事例として紹介させていただきました。

最後に、下の部分、受任者調整のプロセスへの理解というところですが、これは最近の傾向になりますが、相当数の家裁から受任者調整会議、これは模擬のものも含みますけれども、見学したという実例が多数報告されておりまして、その見学が極めて有益であり、これを機に連携が加速したなどといった報告がされています。詳細はここに書いてあるとおりですけれども、様々な反響がありまして、家裁においても、受任者調整会議だからこそ実現できることについて理解が深まったという話があるほか、そういった機会に意見交換することで、裁判所が示した観点に対して、福祉・行政側でも何かしらの気づきを得るといった効果も出ているようです。また、これらの取組例は、本庁のみならず、家裁の支部からも寄せられておりまして、本庁のサポートの下、支部においても地域連携を深めてきている様子が見えます。

最高裁としましても、今後も相互理解を軸にした取組の実情把握に努めて、内部の協議会で共有するなど、各家裁の取組を支援してまいりたいと考えております。

○菊池委員長 報告が全て終了いたしました。

次に、委員の皆様から御意見を伺いたいと存じます。恐らく皆様から御意見いただけるものと思いますので、恐縮ですが、順番に指名させていただきます。五十音順ということで、青木委員から時計回りで指名させていただきます。まず、会場の皆様から御意見をいただき、その後、オンライン参加の皆様から伺うこととさせていただきます。なお、大変恐縮ですが、お一人2分以内ということで簡潔にお願いいたします。2分を経過した時点でベルを鳴らしますので、おまとめいただけますようお願いいたします。もし各省庁に御質問がございました場合には、最後に一括して関係省庁からお答えをいただきたいと思っております。それでは、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 青木でございます。本日は、多数の御報告をいただきまして、この1年間、第二期基本計画に基づく様々な取組を現場及び各分野ごとに進めていただいたことに、まずは感謝申し上げます。基本計画を進める1つの方向性が少しずつ見えてきているところではないかと思っております。その上で、来年度、令和5年度以降にぜひ期待したいところを中心に申し上げたいと思っております。

現在、福祉の各現場では、身寄りのない方の支援というのが最大の課題の一つとして、大きな自治体、小さな自治体も含めて課題になっていると思っておりますが、今日、御報告にありました新しいモデル事業、それから市民後見人の育成、そして日常生活自立支援事業の効果的な活用というのは、身寄りのない人の支援を、十分に意思決定支援をしながら展開するという点において、非常に大きな役割を担うものと期待しているところです。

また、市民後見人の育成というのは、新しいモデル事業における御本人の意思を尊重し

ながら寄り添う支援ということと密接に関係しておりまして、そういった点でも、市民後見人の育成というものが、まだ4分の1の市町村にとどまっている点を大きく伸ばしていくことが、次年度の大きな課題でもあろうと思いますし、モデル事業という役割を十分に意識しながら日常生活自立支援事業を拡充するというのも、また大事な課題であると思っております。

続きまして、ポイントだけですけれども、利用支援事業につきましては、今回、研究事業で様々な効果的な対応策を検討いただきましたが、いずれも任意事業における限界性ということも浮き出てきているように思います。来年度以降、これは全ての市町村に必要な必須事業として検討していただくことも含めての御検討を、ぜひお願いしたいと思っております。

都道府県についての取組が第二期計画で大きくクローズアップされて、毎月のように交流会というのを開催いただいて、都道府県の役割を検討いただいているのは大変いいことだと思っておりますが、これをぜひ家庭裁判所との連携ということにもつなげていただきまして、先ほど家庭裁判所から御報告があったような様々な福祉と地方の共通認識の拡大に都道府県が大きな役割を担っていただいて、市町村の中核機関と結びつけていただければと思っております。

最後に、適切な選任と柔軟な交代というところが、本年度、まだ十分には現場で取り組まれてきてはいないと考えていますが、ここが非常に大事なところでありまして、今後、苦情対応も含めて、選任・交代を裁判所でどうやって行うかを、中核機関や専門職団体と一緒に具体的な仕組みをつくっていくということ、ぜひ次年度、取り組んでいただければと思っております。

○菊池委員長 ありがとうございます。新井委員、お願いします。

○新井委員 昨年9月に公表された国連の障害者権利委員会の我が国に関する総括所見において、成年後見法とともに第二期基本計画も懸念事項の対象とされました。このことを深く憂慮しています。基本計画では、障害者権利条約の理念の具体化などを正面からきちんと取り上げることがなかったのは、大いに反省しなければならないと思います。このような指摘を受けた各国は、抜本的な改革に取り組んでいます。私たちも次回の審査に向けて、きちんとした対応を考えるべきではないでしょうか。本専門家会議が新しいスタートを切るに当たり、この点に関するお考えをお示しいただくことが必要ではないかと考えます。

○菊池委員長 ありがとうございます。それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 全国市長会を代表して、3点、意見を申し上げます。

1点目は、総合的な権利擁護支援策についてです。成年後見制度の現場の実態ですが、家族関係の希薄化、孤独・孤立問題などにより、首長申立件数が制度開始後から年々増加し、公である市町村への負担が極めて増大しております。この課題認識から、当市のモデル事業では、互助や共助の観点を取り入れ、多様な関係者が役割分担する中で権利擁護の

持続可能性の確保に取り組んでいるところです。そこで、国に対しては、各市町などモデル市町村の実践を踏まえ、住民が地域の中で意思決定を支え合い、介護保険など福祉の事業者がサービスの延長として適切に金銭管理を支援する形を、社会全体で高齢者や障害者の権利を保障するための新たな制度として創設することを求めます。

2点目です。成年後見制度と報酬助成についてですが、成年後見は終わらない制度であるため、報酬助成の負担が積み重なり続けること、また、介護保険とは異なり、各市町村間の財政負担ルールが明らかでないことが各市町村では課題になっています。そのため、国に対し、標準的な要綱の提示などにより各市町村間の財政負担の考え方を示すとともに、国庫補助の財源確保を確実にを行うことを求めます。なお、これに関連して、権利擁護や成年後見の制度を運用することによって、例えば、医療費や介護費用の削減、生活保護の抑制、特殊詐欺の被害の抑制など、こうした効果を数値化することができれば、今後の説得力のある予算要望にもつながりますし、また、この制度に対するより多くの市民の巻き込みにもつながると思っています。また、スポット利用の導入などにより、終わることのできる制度を実現することについても求めていきたいと思っています。

3点目は、現在、各市町村が様々な形で整備を進めている中核機関についてです。中核機関の根拠は、国の計画にとどまり、各市町村に与えられる財源も、わずかな交付税と補助金しかありません。そのため、地域の実情に応じた中核機関の持続可能な運営に向け、社会福祉法により各市町村が整備する包括的な支援体制の中に、中核機関など権利擁護の支援体制を法律上で位置づけ、併せて各市町村の運営費用に対し、法律上で国や都道府県による補助規定を設けて、安定的な財源確保を講じ、国からの支援を継続的に受けられるようにすることを求めます。

○菊池委員長 ありがとうございます。上山委員、お願いします。

○上山委員 まずは、資料2-2の16ページの法人後見の実態に関するデータについて、今後の情報開示に向けたお願いを申し上げます。このデータを見ると、その他法人が209団体、全体の約18%、2割弱を占めていますが、このその他法人というのがいかなる法形態の法人なのか、大まかな内訳を教えてくださいと思います。特に、株式会社や合同会社のような営利法人などが含まれているのか。いるとして、どの程度含まれているのかという辺りを、今後、何かの機会に教えてくださいと思います。

資料2-3の8ページの保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みについて、2つお尋ねしたいと思います。このスキームを利用する場合に、保佐人や補助人への法定代理権付与が前提となっているのか。特に、小口預金口座の管理についても、代理権の付与を想定したものなのかどうかを教えてくださいと思います。

もう一つ、現在の実務上、単なる本人名義の口座ではなく、成年後見人の肩書付きの口座としての取扱いが一般的かと思いますが、このスキームにおける、特に小口預金口座の取扱いについて、代理権の付与も含めた、どこまで保佐人らを含む他者の介入が配慮された仕組みとして構想されているのかに関心があります。法務省の御見解ということではな

くて、会議で関連する議論があったならば御紹介願いたいという趣旨でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。それでは、住田委員、お願いします。

○住田委員 成年後見制度利用支援事業との関連についてです。成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進するため、厚労省では、整備状況の把握や都道府県・市町村への事務連絡の発出などをしていただいておりますが、9割以上の市町村では、助成の仕組みはあるものの助成要件が厳しく、利用できない実態があります。資料2-2の17ページにも記載のある本事業に係る調査研究事業では、全国の実施状況や未実施理由などの把握と、事業の推進につながる留意事項の通知が今後発出予定とあるため、期待されるところです。

本事業については、国・都道府県の予算措置はあるものの、市町村負担が増えているため、他市町村で助成要件を厳しいものに変更した情報を把握すると、同様に低いほうに見直しをかけて支出を抑制したいと考える自治体もあります。他方で、首長申立てを推進し、申立人のトップが首長申立てとなる中、申立てはするが、あとは家裁や後見人任せでは、住民が安心して暮らす地域共生社会にはつながりません。無報酬で後見人に重い負担を負わせることなく、それぞれの自治体でセーフティネットとしての受け皿をどのように整備していくのか。法人後見や市民後見を含めた人材育成の視点とともに、都道府県と市町村が共に仕組みをつくっていくことが重要と考えます。

○菊池委員長 ありがとうございます。中村委員、お願いします。

○中村委員 地域福祉における権利擁護支援という視点でお話しをさせていただきたいと思います。利用者本人の方の活用しやすい権利擁護支援のツールとして、成年後見制度であったり、日常生活自立支援事業というものがございしますが、この2つの連続的な活用であったり、併用、そして契約の柔軟性、こういうものをより具体的な事例を通して、今後、また検討を進めていただきたいということが1点でございます。

それと、日常生活自立支援事業の活用を進めるに当たっても、人であったり、財源の問題というのがありまして、そういう中で、全国的には待機の問題であったり、対象者の制限の問題ということにつながっている中では、現在進めていただいている多様な参画というところは大変重要であって、このモデル事業については、より一層推進していただきたいと思います。日常生活自立支援事業においても、不祥事問題というところも大きなポイントとしてございますので、そのようなチェック機能も含めた体制整備を進めていくことが今後、必要だと思っています。

最後に、都道府県の体制強化というのが第二期基本計画の中でも強調されてございます。そして、その中で都道府県と都道府県社協と連携しながら、よりよい仕組みをつくっていくというところで、今、進めさせていただいてございますが、都道府県及び都道府県社協においても、体制強化のための後押しが必要だということで、今後もより一層、国庫補助等の充実・拡大のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○菊池委員長 ありがとうございます。それでは、永田委員、お願いします。

○永田委員 私からは、意見を3点申し上げたいと思ひます。

1つ目は、地域連携ネットワークの体制整備についてです。これまで促進室や市町村の皆さんの努力で整備が進んできていること、大変うれしく思う一方で、促進法と基本計画しか法的根拠がない中で、より一層の体制整備を進めていくためには、市長会の御意見にもございましたけれども、中核機関の位置づけの明確化ということが必要ではないかと考えています。また、実際の困り事は、どれか1つの窓口で解決するわけではないので、市町村の現場では包括的な支援体制の構築ということが求められています。これまでも権利擁護支援の体制を包括的な支援体制と一体的に整備していく必要があるということを申し上げてきましたけれども、実態としてはそうになっていかざるを得ないわけですし、そうしないといけないと思っています。そういった意味で、何らかの形で社会福祉法、特に包括的な支援体制との関連で中核機関の位置づけを明確化していくといったことを今後、検討していただきたいと考えています。

2つ目は、成年後見制度の見直しと関連した総合的な権利擁護支援の拡充についてです。基本計画にあるように、成年後見制度の方向性がカジュアルな後見制度のほうにあるとすれば、それと対になって社会福祉の領域で権利擁護支援を検討していくことが必要です。意思決定支援と簡易な金銭管理を併せて行うモデル事業は、現在、私も豊田市さんで関わらせていただいていますけれども、非常に大きな可能性を持っていると確信しています。日常生活自立支援事業の強化と併せて、この後押しと検証をしっかりと行っていただきたい。加えて、関連法との整理、また制度化に向けた検討というのをぜひ行っていただきたいと考えています。

最後に、市民後見人の活躍応援についてです。研究事業の一つに関わらせていただいていますけれども、市民後見人の講座を終えられた方への質問紙調査の自由記述欄を見ると本当に熱心な皆さんの生の声が上がっていました。市民後見人の皆さんの活動のアウトカムは、受任件数のみではなくて、こうした人材が地域に蓄積されていくことだと思っていますので、その点、改めて会議の中で皆さんと共有し、次年度以降の活躍応援を進めていただきたいと思っています。

○菊池委員長 ありがとうございます。それでは、馬渡委員、お願いいたします。

○馬渡委員 私からは、相互理解についてコメントしたいと思います。先ほど最高裁からも相互理解に関して報告させていただきましたけれども、私の立場としても、関係者、関係機関がそれぞれの役割や現状を相互に理解し、理解を深めていくことは、地域における連携、さらには成年後見制度の運用・在り方に関する議論をしていく上で非常に重要なポイントであると感じているところでございます。

地域連携ネットワークに関するこれまでの議論を振り返ると、例えば相談や苦情、または対応困難事案というワードが幾つかあるわけですが、こういったワードについて、どのような状況、どのような悩みを思い浮かべるかということも、それぞれの立場によって大分違う面があるのではないかと、共通していないのではないかと感じたところでございまして、このこと自体が1つの課題ではないかとも感じているところです。それは、当然

ながら、それぞれの立場で日々直面している事象が異なるということが背景にあるのだろうと思っるところです。それぞれの捉え方の整理と共有に向けては、丁寧な意見交換が必要と考えられるところをごさいます、そのようなプロセスを経て土台を共有した上で初めて地域内の連携として何をどうするかについて建設的な議論ができるのではないかと考えております。

地域連携ネットワークのワーキング・グループにおいて、令和5年度にフロー（案）の試行が予定されておりますが、各試行地域においては、それぞれの関係者や関係機関の役割、悩み等について、丁寧に共有された上で、成果や課題が抽出されることが望ましいと考えております。このような地道な意思疎通が重ねられることによって、ひいては当該地域における受任者調整やチーム支援等が円滑に行えるようになるのではないかと、そもそも制度に対する不満が生じにくいような地域づくりの基礎が築かれるのではないかと考える次第です。

○菊池委員長 ありがとうございます。それでは、西川委員、お願いします。

○西川委員 私からは、2点述べさせていただきます。

まず1点目です。この1年間、いろいろな調査をしていただきました。成年後見制度利用支援事業や市町村長申立ての調査、それから、裁判所では報酬付与の審判の実態の調査、そして、法務省においては、任意後見制度の利用状況に関する意識調査。いずれも非常に詳細な内容で、基本計画がなければ、ここまで詳しい調査はできなかったのではないかと思います。このデータをこれからどう生かしていくのかということが非常に重要になってくると思います。調査の結果から様々な課題が見えてくると思いますので、調査結果を生かして課題の克服に取り組んでいくことが、これから重要になってくると思っております。

もう一点は、総合的な権利擁護支援策の充実についてです。先ほども紹介がありました持続可能な権利擁護支援モデル事業は、適切な時機に必要な範囲・期間で利用する制度に向けた成年後見制度の見直しの検討と、いわば車の両輪として進めていかなければいけない改革だと思います。成年後見制度だけではなく、日常生活自立支援事業も、いろいろ課題がある中で、それをもっと広い視点でカバーする取組だと思いますし、判断能力が不十分な方に限らず、身寄りのない方、あっても頼れない方の支援を広くやっていく事業で、厚生労働省だけ、どこかの省庁だけ、どこかの部局だけで取り組むのではなくて、国全体で取り組んでいかなければいけない事業だと思います。私も専門家会議の委員をやらせていただいて実感しているのですが、いろいろな立場の人間がいろいろな意見を交わす中で、お互いの立場の違いが分かって相互理解が進むということがあります。そういった観点から、このモデル事業、総合的な権利擁護支援策の充実も、厚生労働省だけで課題に取り組むのではなく、金融機関も含めた様々な機関において取組を進めていくこと、国全体で取組を進めていくことが必要だと感じました。

○菊池委員長 ありがとうございます。それでは、花俣委員、お願いします。

○花俣委員 成年後見制度の利用促進に関する様々な施策が、第二期計画において、制度

の見直しの観点から、より具体的なモデル事業として取り組まれていることに大きな期待を寄せております。第一期の計画がスタートした時点では、我々当事者にとって、まだまだ遠い存在であった制度が、こういった取組によって、少しずつ身近な制度となりつつあることを実感し始めているところでもございます。また、利用促進室をはじめ、関係省庁の皆様方には、当事者の声に真摯に耳を傾け、慎重かつ丁寧な御議論、検討を重ねてくださっていることに、この場を借りて改めて感謝申し上げます。

既に各委員から様々な課題あるいは目指すべき方向について御意見がございました。その上で1点のみ、これは要望ということで述べさせていただきたいと思っております。以前、ワーキングの会議でも発言させていただきましたが、持続可能な権利擁護支援モデル事業については、例えば、認知症の独居や老老世帯、あるいは親族・知人がいない、社会から孤立しがちな方、そういった認知症高齢者、特に身寄りがない認知症の高齢者の支援において、日常的な金銭管理サービスを、本人をよく知るケアマネジャー、サービス提供責任者等が行えるように、介護保険サイドでの検討を含めて、いま一步踏み込んで制度化する方向で、ぜひとも御検討いただきたいということを要望したいと思っております。

○菊池委員長 ありがとうございます。星野委員、お願いします。

○星野委員 第二期基本計画の大きなポイントの一つは、これまで運用改善のみであったものを、法改正を検討するということに踏み込んだことだと思っています。その法改正のところについては、今日も法務省から御説明もあったところなのですが、民法が改正されるだけでは、現在、成年後見制度を利用している方、あるいはこれから利用しようとしている方の生活を守っていくことは難しいと思っております。成年後見制度の利用が有期になるということを考えますと、後見制度を使わないときにどのような体制ができるのか。モデル事業も含め、中核機関の法的根拠づけというのは必須だと思っております。

民法改正の議論の中だけで難しいなと感じているところが大きく3つございます。1点目は、制度から外れた、制度を使っていないときの支援体制を法的に整備する必要があること。2点目は、行政手続に関する代行的な支援の在り方をどうするか。この辺りを社会福祉法制の中でしっかりと整理していくことが必要ではないかと思っております。3点目は、報酬の在り方について、本人の資産から報酬を受け取ることができるという民法の規定をどう考えていくのか。100%本人負担という在り方でいいのか。社会保障に近づいている成年後見制度の利用の仕方について抜本的に見直していくことから、利用支援事業の在り方も検討していく必要があるのではないかと。この3点については、民法改正だけでは解決できない社会福祉法制の見直しということで、それも厚生労働省だけではないと思っております。国のあらゆる省庁と一緒に考えていく必要があるのではないかと考えます。

○菊池委員長 ありがとうございます。水島委員、お願いします。

○水島委員 私からは質問と意見ということで、まず質問から始めます。

法務省民事局より御紹介いただいた任意後見人の調査について、質問14の本人の判断能力が低下した場合の任意後見監督人の選任申立ての意向の部分でございます。任意代理契

約のままで支障を生じていないとの回答が48%ということですが、これらの回答者において支障が生じていない理由というのはどこにあるのかというところを、もし把握されておられるようであれば知りたいと思っております。

それから、最高裁のご報告について、個々の家庭裁判所における意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン等の周知状況がどうなっているのかについてお伺いしたく、質問させていただきました。

次に意見を申し上げます。まず、障害者権利条約の話題が出ましたが、権利委員会からの勧告に対する対応の視点からも、成年後見制度を含む代行決定制度中心の社会から、支援つき意思決定を中心とした制度への具体的な転換が求められているというのが現状の認識です。今後、民法改正がなされ、スポット型の成年後見制度に移行するとしても、実務上、本当に成年後見を終了できるようにするためには、成年後見制度を利用継続する必要性が相対的に縮小していくような社会制度の構築、すなわち、成年後見制度以外の施策によっても対応が可能であり、さらに、障害者権利条約の要請にも適合するような新たな施策が、一部の自治体だけではなく、全国の地域において実施される必要があると考えます。その観点からも、山野目委員や永田委員が指摘されたように、現在、進められている持続可能な権利擁護支援モデル事業、特に事業②の推進が重要であると考えます。

また、この事業は、本人の金銭管理さえできればよいという話ではなく、障害者権利条約が求める本人の選択と自己管理、チョイス・アンド・コントロールを保障していくことが1つの目的にあると考えます。その意味で、特に意思決定サポーター、豊田市ではフォロワーと言いますが、及び管理支援団体、豊田市では権利擁護支援委員会、の役割が重要です。なぜなら、最善の利益を重視する「支援者」の立ち位置とは異なる、本人のマイクやスピーカーとして共に行動できる存在、すなわち、アドボケイトの視点を持った当事者目線に近い立ち位置で動くことができる存在をつくり出すことがこの目的を達成するために不可欠だからです。さらに、意思決定サポーターの活動を支え続ける当事者・専門職を含む支援団体の存在、さらには、ケアマネや相談支援専門員、医療関係者、地域の皆さんを含めた意思決定サポーターや意思決定支援への理解が重要であろうと考えます。

そして、最後に、意思決定支援の理解を深めていくとともに、市民後見人や認知症サポーターといった、地域での権利擁護支援を推進されている方々の多方面での活躍を支援するためにも、各自治体が行う各種研修において意思決定サポーター等への参画の機会をつくり出し、省庁の各部局においても各種の意思決定支援ガイドライン等を全国に普及するための研修等を積極的に展開していくことが、非常に重要なポイントであろうと思われま

す。加えて、これまで権利擁護支援の担い手に加えて、特に、現役、働き世代の方の参画、そのための様々な社会的な環境整備も重要だろうと考えております。

○菊池委員長 ありがとうございます。山下委員、お願いします。

○山下委員 民法研究者としてこの会議に関わらせていただきまして、幾つか、その他にも法改正に関わって見た立場から申しますと、今回のテーマというのは、単純な民法改正

ではうまくいかないという点、通常の民事法制の整備ではないということの難しさを実感しております。今までの何人かの委員からも、後見制度の柔軟化や簡素化といった問題について問題提起がありました。恐らく柔軟化するだけでは全くうまくいかないということで、後見制度について、裁判所等の裁量的な判断に期待するということになれば、裁判所の負担が増すばかりで、制度としては破綻しかねない危険性もあると考えております。

裁判所が日々、勉強されているということは、既に最高裁判所からも御報告があつて、非常に期待していますが、それだけでは足りなくて、恐らく社会全体の仕組みを変えていく必要があるのではないかと感じております。裁判所や専門職の方々だけでなく、もちろん福祉関係者、医療関係者、その他の金融機関等の民間事業者の理解なども全て含め、国全体を巻き込んで今回の法制度を考えていくということを期待しております。

私の周りの多くの人々に成年後見の話をする、実際に後見に関わっていらっしゃる、介護に関わっていらっしゃる方が非常に多くいらっしゃいます。国民の理解を得られる非常によい時期ではないか。これはチャンスだと思って、行政の仕組みなども含め、大きく国の制度が変わることを期待しております。

○菊池委員長 ありがとうございます。山野目委員からは、特にないということで承っておりますので、続きまして、オンライン参加の皆様から御意見いただきます。久保委員代理の又村様、お願いいたします。

○又村代理 全国手をつなぐ育成会連合会常務理事の又村でございます。久保が参加する予定でしたが所用で欠席となり、代理で又村から発言させていただきます。

まずは、ここまでのおまとめをいただきまして、大変ありがとうございました。私ども育成会は、知的障害・発達障害のある人と御家族・支援者で構成される団体でございますので、特にその立場から、1点、限定して御意見を申し上げます。

山野目先生や花俣先生も御指摘いただいたとおり、資料1-2の中央の図、すなわち簡易な金銭管理を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組への期待、大変強いものがございます。この仕組みが確立しますと、仮に成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用する制度となった場合、継続的に今までと同じように成年後見を使う方、あるいは適切な時機に必要な範囲・期間で使う方、あるいは社協さんの日常生活自立支援事業を使う方、そして、今のこの簡易な金銭管理等を使う方といったように、様々な選択肢の中から、あるいはそれぞれが組み合わさって、安心して地域で暮らすことができる体制が構築できるものと考えておりますが、逆に申し上げれば、このどれが欠けても持続可能な権利擁護は実現せず、安心して地域で暮らすことができる体制にはならないと考えております。

この中で、簡易な金銭管理の部分だけが今から整備していくものでございますので、ぜひとも最重点・最優先での推進をお願いしたいと思います。その中では、特に障害福祉サービスの事業所あるいは介護サービスの事業所については、もともと利用者の権利擁護が支援の本旨であると考えておりますので、主体的な対応を期待したいと思います。障害福

祉サービスや介護保険サービスで提供されている実際の支援の内容、あるいは市町村の関わりなどを踏まえて、できるだけ無理のない、しかし実効性のある日常的な金銭管理などを実現していただきたいと考えております。

他方、育成会をはじめとする障害者団体も、意思決定のサポーター等で役割を果たせるものと考えておりますので、ぜひ力を合わせて推進していきたいと考えております。

○菊池委員長 ありがとうございます。次に、河野委員代理の佐藤様、お願いいたします。

○佐藤代理 河野委員代理の佐藤です。本日は、多くの御報告をいただき、ありがとうございました。

先ほど成年後見制度の利用促進の取組状況につきまして厚労省より御報告がありましたけれども、宮崎県の状況についてお話しさせていただくと、本県では、今年度中に全ての市町村の中核機関の整備を終える予定でございます。しかしながら、各中核機関の機能に差があることが調査によって分かったこともありまして、今後はその差を埋めるためにも、中核機関の質・機能の向上が必要であると考えておりまして、先日も意見交換会を開催したところであります。引き続き、中核機関同士の横の連携体制の構築等を検討して取り組んでいきたいと考えております。また、一部ではございますけれども、家庭裁判所の管轄範囲での意見交換も実施しているところでありまして、こちらにつきましても、全ての県域で実施できるよう支援していきたいと考えてございます。

続きまして、第二期計画では、都道府県のKPIといたしまして担い手育成方針の策定が示されているところでございます。本県においても、新たな年度で策定に向けた取組を始めたところでありまして、今後、市町村を含む関係機関との意見交換会を行った上で育成方針を策定いたしまして、県全体で新たな担い手の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。また、この担い手の確保・育成に関しましては、来年度、厚労省のモデル事業であります権利擁護モデル事業を活用いたしまして、個人だけでなく、法人後見を含む権利擁護支援事業を実施する新たな団体の参画推進を図っていきたく思っております。担い手確保以外にも、引き続き、利用促進に向けまして県としての役割を果たすため、様々な取組を行うことで、成年後見制度に関する問題解決に向けて尽力していきたいと考えております。

○菊池委員長 ありがとうございました。それでは、櫻田委員、お願いします。

○櫻田委員 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構の櫻田です。今回、御報告いただきました各省庁の皆様、ありがとうございました。この1年間ですごく流れがいろいろ変わってきたなというのを、今、御報告を聞いて実感しております。私のほうからは、ちょっと感想めいたものになるのですが、意見を述べさせていただきます。

先ほど新井委員からもありましたが、昨年、障害者権利条約の対日審査があつて勧告が出たと思うのですけれども、そちらのほうで精神科病院等々のこともいろいろ話された中に出てきたことではあるのですけれども、私たち精神障害をお持ちの方が地域にこれらどんどん出てくると思うので、先ほどからもお話が出ているとおり、身寄りのない方とい

うのもこれからどんどん増えてくることが予測されます。その中で、成年後見制度自体の利用も増えてくることが予測されますので、それも踏まえた中で、今後、議論を進めていくことが必要なのではないかと考えております。

私たち精神障害を持った当事者のほうでも、成年後見制度の動きはすごく注目されているところではありますので、私たちのほうでもぜひ議論の中で、意見をいろいろ今後も述べさせていただけたらと思っておりますし、私たちも一緒に手を取り合ってやらせていただけたらと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○菊池委員長 ありがとうございます。それでは、新保委員、お願いします。

○新保委員 新保です。JDDnetというのは発達障害に関する団体ですけれども、私は息子が自閉、知的で発達障害なものですから、利用する立場の者として参加している感じが多かったかなと思っております。

花俣委員もおっしゃったように、最初、この制度はとても遠い存在で、使えないのではないかなと思ったのが、関係者の皆様の努力で、この1年で身近なものになったなと思っております。私もいろいろな方々にお話しする機会があるものですから、話ができるようになったというのはものすごく大きなことなのではないかと思っております。特にポータルサイトが役に立っています。御紹介させていただいて、すごく評価いただいておりますので、この1年でようやく土台ができたということで、そこがうれしく思います。

これから利用者がもう少し身近になっていくとしたら、市民後見人が大きいのではないか。昨日もサッカーの試合を見ていて、サポーターがあれだけいると盛り上がるように、成年後見のサポーターは、もしかすると市民後見人みたいな方々が動いてくれることによって、身近なものになって本当に利用できるのではないかなと思います。

あと、日常生活自立支援事業のところが効果的に動けると、ぐっと進むような気がします。市民後見とか日常生活自立支援事業をアップデートしながらやっていただくことによって、この事業が本当に有効になって使えてくるのではないかと思いました。

○菊池委員長 ありがとうございます。それでは、野澤委員、お願いできますでしょうか。

○野澤委員 野澤です。ほとんど出席できなくて、ほかの委員の皆様、事務局に大変御迷惑をかけました。お詫び申し上げます。皆様の中身のある議論ですばらしいものが見えてきたなということを実感しております。

申し上げたいのは2つだけです。1つは、最近、私の身の回りでも、認知症の方がすごく増えてきているのを肌感覚で実感するのです。統計を見ても、これからの後期高齢者のものすごい増え方を見ていくと、この支える側、担い手を急ピッチで増やしていくというのは、本当に切実な問題だと思っております。先ほどから皆さんの意見にも出ている市民後見人というのは、その一つの有力なものだと思うのです。これまで、市民後見人というのはシニア層が多かったような気がするのですが、今、40代、50代、60代の現役世代、企業等で働いている方たちというのは、早期希望退職を求められる側になって、価値観が非常に揺らいでいるのを感じます。実際、転職している方も多くて、これまでの企業での

活動というよりも、むしろ地域や社会への貢献みたいなことを考えている方が多くなってきていると思うのです。しかも、働き方も兼業・副業がだんだん主流になっていくことを考えたときに、この市民後見というのは、彼らに関心を持ち得る、第二の人生あるいは副業として、兼業としてやっていく大きな可能性を秘めているのではないかと思っているのです。企業とか、そういう方たちを巻き込んだ担い手の増やし方を考えていくべきだろうと思っております。

もう一つは、意思決定支援です。私は、重度の知的障害の子供を持つ家族の立場であり、そういう彼らを支援する社会福祉法人を運営・経営する立場であり、彼らが権利侵害されたときに、それをチェックして新聞記事に書く立場でもあったわけで、いろいろな角度から見てきて、最近、つじつまが合わなくなっているのを感じるのですけれども、あらゆる支援の出発点であって、ゴールのような気がしているのです。判断能力に著しいハンディのある彼らのことを誰が一番よく分かっているのかなと思うと、日常的に支援している同世代のスタッフ、福祉職員が非常に近いものを感じている。ただ、彼らは利害相反とも見られがちで、成年後見の中では警戒されている。意思決定支援においては、彼らの存在を大いに活用すべきだと私は思っているのです。どういうふうになれば、この意思決定支援にリアルに近づいていけるのかというのが、もう一つ大きなテーマとして、成年後見という制度が存在している限り、意思決定支援は深めて考えていかなければいけないものだと思っております。

○菊池委員長 ありがとうございます。それでは、米本委員、お願いします。

○米本委員 全国町村会、山口県和木町の町長をしております米本と申します。

先ほど各ワーキング・グループの議論の結果や、各省庁の取組状況等について御報告いただきました。地域連携ネットワークワーキング・グループにおいては、私の町の成年後見制度の担当者からも事例を紹介させていただいたところがございます。その中で、家庭裁判所や法律・福祉の専門職の方々の助言のおかげで解決につながった事例を紹介させていただきましたが、他の町や村からは、専門職や関係機関から必要な支援が得られず、解決まで時間を要したケース等のお話もいまだに聞こえてまいりました。尊厳ある本人らしい生活を継続するためにも、関係機関が相互に役割を理解して、顔の見える関係の中で協議会等において協議を行う必要があると考えております。

町村では、地域連携のネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置が十分に進んでおりません。ネットワークの構築が困難な地域もございます。町村は、予算やマンパワーに限りがあるため、十分に協議会等が開催できない状況にあります。

以上のことから、町村が十分に成年後見制度利用促進に取り組めるよう、先ほど豊田市の市長さんからもございましたけれども、国においては、人材支援と安定的な財源確保をお願いしたいと思います。

○菊池委員長 ありがとうございます。これで、皆様から御意見をいただいたかと思えます。幾つか御質問ございました。新井委員、上山委員、水島委員からあったかと思いま

すが、関係省庁から御回答をお願いします。まず、厚生労働省からお願いします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 私のほうからは、全体としてのお答えということで申し上げます。

まず、本日は、第二期成年後見制度利用促進基本計画をさらに深めて検討していくようにという御意見をいただいたものと考えております。第二期基本計画には、副題として「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」が掲げられております。まさしく、ここを目指して一步一步検討、取組を進めていくものとして理解しております。

また、最初に御説明しましたとおり、特に重要な施策はワーキング・グループで検討を進めておりまして、そういったところを中心に御意見をいただけるかと思っております。全体として、多様な立場の関係者が関係してくるということで、よく連携、意見交換しながら進めていくべきという御示唆をいただきましたので、そういったことを念頭に取組を進めていきたいと思っております。併せて、ワーキングに関わるものは、主査とも相談しながら、検討、取組を進めていきたいと思っております。

○栗原地域生活支援推進室長補佐 続けて、上山委員から御質問あった件についてお答えさせていただきます。上山委員から資料2-2の16ページの法人後見の実施を市町村が把握している数について、その他の内容について教えていただきたいということだったのですが、その他につきましては、具体的には、社会福祉法人が32法人、一般社団法人が101法人で、弁護士法人・司法書士法人が56法人、それ以外のその他は、これ以上具体的な内容は分からないのですが、20法人となっています。1点修正なのですが、上のほうに「うち市町村社協及び社協以外の社会福祉法人」と書いていますけれども、「うち市町村社協」のみということになります。

○菊池委員長 それでは、法務省からお願いします。

○松井大臣官房審議官 法務省官房審議官の松井でございます。まず、多くの委員から後見制度のスポット利用や後見人の柔軟な交代に関して、制度論としての見直しについて、お話がございました。また、星野委員や山下委員からは、民法改正だけでは不十分であって、周辺の関連法に関しても十分な検討が必要であるというお言葉をいただいたところでございます。まさに私も同じように思っておりまして、後見制度の在り方に関する研究会、現在、行っておりますけれども、その中での検討を深めるとともに、今後、立法に向けて動き出すという場合には、関係省庁と緊密に連携して努めてまいりたいと考えております。

2点目に、新井委員から障害者権利委員会からの勧告についての所感について、お尋ねがございました。対日審査におきまして、政府側としては次のように説明しているところでございます。

まず、日本は行為能力制限の撤廃の可能性も否定しない形で、成年後見制度の包括的な見直しを行っているところであり、そこでは障害者権利条約の趣旨も考慮しつつ、日本の障害者対策に適合した制度の在り方を真摯に検討している。また、代行類型を撤廃するこ

とが、本当に障害者の保護に資するのか、障害者の御意見を十分に聴取し、日本の障害者政策として適切な制度を設計する必要があると考えている。そして、諸外国における障害者権利条約への対応の状況も十分に調査した上で、日本においては、法的行為能力の制限等は、本人保護の要請から来るものであることなども踏まえた上で、今後、検討を進めていく必要があるということでございます。

先ほど申し上げた研究会において、今後、さらに詰めていくこととなりますけれども、諸外国における障害者権利条約への対応の状況なども踏まえながら、この研究会の議論に参加してまいりたいと考えているところでございます。

3点目に、上山委員から、資料2-3の8ページで保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みのイメージについて、2点、御質問がございました。8ページの図の左側半分にある保佐人・補助人としての小口預金口座に関しましては、その入金や払戻しというところが青い点線で枠囲みされておりますけれども、これは保佐人・補助人が代理人として行う取引であるという前提で記載しているものでございます。2点目の、本人側の小口預金口座、これは右側の半分となりますけれども、こちらについて、第三者の関与というものがあるのかないのかという御指摘だったかと思えます。この点については、資料の右上の「(定期的な)送金の設定・変更」は、赤の点線枠で囲まれているとおり、家庭裁判所が発行する指示書によるチェックを行う取引というように、保佐人などが関与することとなりますけれども、それ以降は、基本的には御本人が自由に入金・払戻しができることを想定しております。ただし、実際にこれを導入した機関はまだございませんので、また御意見なども伺いながら、導入を検討している金融機関ともお話しをし、その点について関係省庁とも連携を取ってまいりたいと考えております。

最後に、水島委員から、資料2-3の13ページで、本人の判断能力が低下した場合に、任意後見監督人を選任申立てする意向があるかないかというときの答で、「たぶんしない」「しない」「分からない」という方が31%いらっしゃって、その理由としては「任意代理契約のままで支障を感じていない」が48%あるということを申し上げましたが、これ以上の具体的な理由については、こちらとしては調査していないため分からないというのが現状でございます。

○菊池委員長 それでは、最後に、最高裁判所からお願いします。

○向井第二課長 最高裁に対しましては、水島委員から、意思決定支援ガイドラインの周知状況、ないしは裁判官も含めて職員の意思決定支援についての理解がどれくらい深まっているかというお尋ねだったかと思えます。

まず、意思決定支援ガイドラインにつきましては、ガイドラインの策定後、全国の家裁に対してくまなく周知させていただいております。加えて、第二期計画にも裁判所の職員の意思決定支援に対する理解の浸透が期待されるとありますが、中央の研修会等でも、意思決定支援と後見事務ということをテーマに外部講師を招きまして、意思決定支援の実践について講演を聞く機会を設けるなどして、意思決定支援についての理解が得られるよう

に取り組んでいるところです。

さらに、本日、御報告させていただきましたけれども、福祉・行政の相互理解が重要だということは、最高裁から各庁に繰り返しお伝えして、様々な取組を各庁で実施していただいております。最近、わざわざ最高裁から言わなくても、自主的に各庁のほうでどんどん取組を進めていただいている状況でして、その中で日常生活自立支援事業に対する理解を深めるという中で支援決定支援についての話題が出て、その意思決定支援についての詳しい実践状況等を聞き取り、一歩ずつではあるかもしれませんが、理解を深めているという状況にあります。最高裁としましては、引き続き、現場のこういった取組を見守るとともに、必要に応じてしっかり後押ししていきたいと考えております。

○菊池委員長 御回答いただきましたが、差し当たりはよろしいでしょうか。

○上山委員 1点だけ、厚生労働省へのお願いなのですが、先ほど御回答いただいたように、法人後見の中に専門職法人が含まれているということですが、最高裁がずっと概況で出されているものは、多分、専門職法人は含まずに、弁護士法人は弁護士として扱っていると思うのです。統計を出すときに注書きで結構ですので、専門職法人を含んでいるのだということを入れておいていただくと、僕らが統計処理するときに非常にありがたいので、御配慮をお願いしたいと思います。

○菊池委員長 いかがでしょうか。前向きに御検討いただけますでしょうか。

○栗原地域生活支援推進室長補佐 分かりました。その線に対応したいと思います。

○菊池委員長 よろしく願いいたします。

非常に多くの御意見を頂戴いたしまして、どうもありがとうございました。ほぼ時間となりましたので、本日の意見交換はここまでとさせていただきます。私自身、初めての参加でしたが、委員の皆様から大変多く勉強させていただきました。ありがとうございました。1点だけ申し述べさせていただきますと、最初にも述べました、第二期計画の一番最初に、成年後見制度の利用促進に当たっての基本的考え方として、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進とあるわけですが、地域共生社会の考え方で重要なのは、地域住民の主体的な関わりというものをどう進めていくか。そして、地域づくりまで射程が広がっています。介護の分野も障害福祉の分野も、そこまで実際にできているかということ、必ずしもそうではないと私はみていますが、この計画の中でも、市民後見人とか寄付とかボランティア活動といった地域住民の関わりというものが出てきますが、それで十分なのかということは検証する必要があるのかなと思いましたが、地域づくりというのは一体どこにあるのだろうと思った部分がございます。

永田委員から、包括的支援体制整備の中に中核機関を書き込んでいくということで、なるほどと思ったのですが、そうしていくためにも、こちらのほうで主体的な住民の関わりというものが位置づくのか、位置づかないのかという論点もあるかもしれませんが、考える必要があると思った次第です。そういう点で、野澤委員から、若年層あるいは企業といった担い手をもっと広げて考える必要があるのではないかという、これは1つのヒントに

なる御示唆をいただいたと思った次第でございました。

それでは、本日の議事はここまでとさせていただきます。最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

専門家会議の次回の会議の日程につきましては、改めて御連絡を申し上げます。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに確認いただきました上でホームページに掲載いたします。よろしくお願いいたします。

○菊池委員長 それでは、本日は、以上とさせていただきます。ワーキングのほうもどうぞよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。